

SELP ロゴマーク運用規程

この規程は、SELP 名称ならびに SELP ロゴマーク使用規程に基づく SELP ロゴマークを製品(商品)用に使用する場合の適正な運用を確保するため、次のとおり基準を定める。

(SELP ロゴマークの使用)

第1条 SELP ロゴマークの使用は、SELP 名称ならびに SELP ロゴマーク使用規程およびこの運用規程に基づき使用を希望する者が、特定非営利活動法人日本セルフセンターに対し申請を行い、承認された場合に使用できるものとする。

(申請者)

第2条 SELP ロゴマーク使用の申請ができる者は、SELP 名称ならびに SELP ロゴマーク使用規程3(1)に規定されている者とする。

(申請書の提出)

第3条 SELP ロゴマークの使用を希望する者は、使用申請書(別紙参照)を日本セルフセンターに提出するものとする。なお、申請に際しては製造物責任法(PL 法)に関する保険、製造から販売に係る関係法令適合資料(写)を添付するものとする。

(1) 使用申請は、1 カテゴリー製品ごととする。

(2) 申請手数料(審査料含む)は、1 申請につき 3,000 円とする。

(承認書の発行)

第4条 日本セルフセンターは、前条の申請があった場合には、SELP 名称ならびに SELP ロゴマーク使用規程およびこの運用規程に基づいて SELP ロゴマーク使用の可否を判断し、承認する場合には承認書を発行する。

(製品の範囲)

第5条 製品の範囲は、SELP 名称ならびに SELP ロゴマーク使用規程2に規定されている製品とする。

(製品への SELP ロゴマーク使用)

第6条 製品への SELP ロゴマークの使用は、「SELP 名称ならびに SELP ロゴマーク適用ガイドライン」に基づき適正に使用しなければならない。

(承認期間)

第7条 SELP ロゴマークの承認期間は5年間とし、期間満了後引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

なお、承認期間内に SELP ロゴマークの使用を中止した場合は、速やかに届け出なければならない。

(改善の指示)

第8条 日本セルフセンターは、SELP ロゴマーク使用承認後であっても、使用に不具合が生じた場合には改善を指示できるものとする。

(承認の取消)

第9条 前条の改善指示に従わない場合には、SELP ロゴマーク使用の承認を取り消すことができるものとする。

(問題への対処)

第10条 SELP ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合にも、日本セルフセンターは一切の責任を負わない。また、問題が発生した場合には速やかに日本セルフセンターに報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(運用規程の履行)

第11条 SELP ロゴマークを使用する者は、信義に従い、誠実にこの運用規程を履行しなければならない。

(その他)

第12条 この運用規程に定めのない事項及び運用規程に疑義が生じたときは、日本セルフセンターと SELP ロゴマークを使用する者が協議して定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。